

大多喜町特産品開発支援事業募集要項

1 趣旨

町民又は町内で事業を営んでいる者（以下、「事業者」という。）が主体となり、町の文化財、自然の風景地、温泉その他地域資源として相当程度認識されているもののほか、歴史、文化、特産品等地域に存在する特徴的なもの（以下、「地域資源」という。）を活用して製造された商品であって、町の魅力の発信につながるもの（以下、「特産品」という。）を開発することで経済の持続的存立、発展及び大多喜町ふるさとづくり寄附金の返礼品の拡充を目的とした公益性のある特産品開発支援事業の募集をし、採択された事業に対して補助金を交付することによりその活動を支援しようとするものです。

2 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月23日（土）まで

（郵送の場合は5月23日必着）

3 対象者

次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内に事業所を有し、特産品づくりに取組む企業及び団体並びに個人
- (2) 特産品の開発、改良、販売等を継続して行うことができると認められるもの。
- (3) 大多喜町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないもの。
- (4) 町税等（町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないもの。
- (5) 本町以外からこの補助金と同様の又は類似した補助金等を受給していないもの（受給予定もないもの）。

4 事業の要件

1の趣旨に合致する内容の事業で、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 特産品を新たに開発し、又は既存特産品を改良し量産化する事業
- (2) 補助金の交付を受けて開発した特産品を、大多喜町ふるさとづくり寄附金の返礼品として登録すること。
- (3) 大多喜町を町内外に広くPRできる事業であること。
- (4) 許認可が必要な事業においては、許認可を受けていること。
- (5) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (6) 1会計年度内で実施する事業であること。

5 補助金の額

- (1) 予算の範囲内において、1事業者あたりの補助対象経費の8割以内で50万円を限度とし採択対象者へ配分します。
- (2) 補助金の交付は、1会計年度1事業者1事業とします。
- (3) 1事業に対する補助金の交付は、3回を限度とし毎年度申請に基づく審査により決定するものとします。

6 補助金の対象となる経費

事業に必要な次に掲げる経費とします。

- (1) 事業実施のために依頼した指導者、講師及びデザイナーへの謝金
 - (2) 事業実施のための研修及び調査による旅費、指導者及び講師を招へいするための旅費
 - (3) 原材料及び副資材、加工に使用する器具、パッケージ用資材等商品の開発に認められる費用
 - (4) チラシ、パンフレット、包装紙、商品説明等の印刷費
 - (5) 郵送料、宅配料等の通信運搬費
 - (6) 広告料、折込料等の広告宣伝費
 - (7) 品質検査、栄養成分の分析等の手数料
 - (8) 加工、パッケージ・ラベル等のデザイン委託料、マーケティング及びブランディングのための外部委託料
 - (9) 加工施設使用料、試作に必要な機械器具等のリース費用及び試食会場借上料
 - (10) 商品化のために必要となる50万円以下の機器購入費。
※凡用性の高い機器購入を除く。
※総事業費の1/2以下の額とする。
 - (11) 産業財産権（特許、実用新案、意匠及び商標）を得るための費用
 - (12) その他事業の実施のために町長が必要かつ適正と認める経費
- 次に掲げる経費は対象となりません。

- ・ 人件費
- ・ 飲食費
- ・ 記念品、商品券その他の金券の購入に係る経費
- ・ 土地及び建物（家賃を含む）に係る経費
- ・ 事業者が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・ 事業者の経常的な運営に係る経費
- ・ 補助事業に直接関係のない経費及び町長が社会通念上適正でないとする経費

7 事業の実施時期

事業採択後から翌年3月31日までにを行う事業とします。

8 事業の報告

採択された事業者については、事業完了後に実績報告書を提出していただきます。

9 応募方法

企画提案書に予算書、参考資料等を添付し持参又は郵送にて提出してください。

企画提案書は、役場商工観光課窓口（大多喜町観光本陣内）又は町のホームページから取得できます。

10 審査の方法

- (1) 第1次審査は、書類や要件等に不備がないかの審査をします。
- (2) 第2次審査は、1団体当たり10分程度の提案発表（プレゼンテーション）をしていただき審査委員が審査します。

11 第2次審査の開催（プレゼンテーション）

6月上旬に大多喜町役場で開催します。詳しくは、第1次審査合格通知でお知らせします。

12 審査の基準

審査の基準は、主に次のとおりです。

- (1) 事業者の町の活性化に対する考えについて
- (2) 事業の自主性、主体性があるか。
- (3) 事業の公益性があるか。
- (4) 事業の公共性があるか。
- (5) 事業の継続性又は効果が見込めるか。
- (6) 事業に対する所見、意見等
- (7) その他審査委員が必要と認める事項

13 審査結果の公表

第2次審査結果の内容については、一部公表をします。

14 留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しないものとし、企画書の作成経費や審査会出席に係る経費は、提出者の負担とします。
- (2) チラシ等を使用し事業を周知する場合、当該事業が大多喜町特産品開発事業の採択を受けた事業である旨の記載があるものについては、町のホームページ、フェイスブック及びおおたき通信に掲載することができるものとしてします。

- (3) 町の公共施設を使用する際に発生する施設使用料は、基本的には減免扱いの対象になりません。施設使用料も事業経費に計上するようにしてください。
- (4) 事業の周知は、SNSへの掲載、公共施設や商業施設等へのチラシ配架及び新聞折込や地域情報誌等を利用するなど、複数の方法で周知するように努めてください。

15 応募及び問い合わせ先

大多喜町役場 商工観光課商工労政係

住 所：〒298-0292 夷隅郡大多喜町大多喜 93

電 話： 82-2176

メール：rousei@town.otaki.lg.jp